

令和4年第6回函館市教育委員会定例会 会議録

1	日 時	令和4年（2022年）6月27日（月） 午後1時30分
2	場 所	市役所本庁舎7階教育委員室
3	出席者	辻教育長，藤井委員，小葉松委員，須田委員，神田委員
4	欠席者	
5	事務局	小笠原学校教育部長，吉本生涯学習部次長，清藤生涯学習部次長， 横川教育政策推進室長，渡邊管理課長
6	傍聴者	0人
7	付議事項	
日程第1	議案第1号	市立函館高等学校学則の一部改正に関し，議決を求めることについて
日程第2	議案第2号	教職員の懲戒処分の内申に関し，議決を求めることについて
日程第3	議案第3号	令和5年度（2023年度）使用小・中学校用教科用図書および令和5年度（2023年度）使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に係る方針の決定に関し，議決を求めることについて
日程第4	議案第4号	函館市小学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱に関し，議決を求めることについて
日程第5	議案第5号	函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し，議決を求めることについて
	議案第6号	函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し，議決を求めることについて
日程第6	議案第7号	函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて
日程第7	議案第8号	教育財産の廃止に関し，議決を求めることについて
日程第8	報告第1号	民法の一部を改正する法律の施行に伴う函館市成人祭の式典名称の検討について
日程第9	報告第2号	今年度のプール学習について
日程第10	報告第3号	SNS相談事業の実施について
日程第11	報告第4号	デジタルAIドリル（学習支援ドリル）の導入について
■辻教育長		
○ 開会宣言 午後1時30分		
○ 議事録署名人に，藤井委員，小葉松委員を選任。		
○ 本日の日程のうち，日程第2，議案第2号「教職員の処分の内申に関し，議決を求めることについて」を「非公開」としたいが，いかがか。		
○ 異議がないので，「非公開」とさせていただく		
○ それでは，日程第1，議案第1号「市立函館高等学校学則の一部改正に関し，議決を求めることについて」を諮る。		

■学校教育部長

- 議案第1号「市立函館高等学校学則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。令和2年8月5日開催の教育委員会定例会において議決いただいた「市立函館高等学校の学級数（定員）に係る方針の決定」により、令和5年度から募集学級数を1学級減の5学級、1年次の定員を200名としていることから、生徒の定員を変更するものである。なお、施行日は令和5年4月1日である。

■辻教育長

- 議案第1号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(非公開につき、会議録省略)

■辻教育長

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第3号「令和5年度（2023年度）使用小・中学校用教科用図書および令和5年度（2023年度）使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に係る方針の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第3号「令和5年度（2023年度）使用小・中学校用教科用図書および令和5年度（2023年度）使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に係る方針の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。現在使用中の小学校用教科用図書は、令和元年度、また、中学校用教科用図書は、令和2年度に、それぞれ採択をいただいたところである。今年度は、令和5年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に新たに登載された教科用図書について、函館市教育委員会でも、教科書採択の公平性の確保が必要と判断し、令和5年度から使用する一般図書を採択するにあたり、その手続きについて、ご提案するものである。1ページ「採択に係る方針について」の「1 採択権者」であるが、教科書の採択は、教育委員会が行うものである。「2 選定委員会の設置」であるが、採択に向けて教科用図書を調査審議するため、条例に基づき選定委員会を設置するものであ

る。この選定委員は、学識経験者、市立学校に在学する児童生徒の保護者ならびに市立学校の教育職員で、今年度は5名で組織し、函館市教育委員会から選定委員会に諮問するところである。「3 小委員会の設置」であるが、選定委員会に種目別の小委員会を置くこととしており、今年度は、選定委員の5名の委員をもって組織する。小委員会は、教科書ごとに(1)から(3)の記載の内容について調査・研究し、その結果を選定委員会に報告する。「4 調査・研究の方法」であるが、発行者から送付される見本について、函館の実情や児童生徒の実態などを踏まえ、北海道教育委員会が作成する「教科用図書採択参考資料」を参考として調査・研究を行い、それぞれについて資料を作成する。「5 採択」であるが、選定委員会の調査・研究に基づく答申を参考とし、7月の教育委員会定例会にて採択を行っていただく予定である。「6 教科書展示」であるが、法定展示、特別展示を記載の日程どおり行うものである。最後に「7 公開」であるが、教科書採択の公正を保ち、静ひつな採択環境を確保するため、採択手続きは、非公開とし、選定および採択に関する資料等の公開については、採択一覧、採択理由書、答申資料、選定委員名簿および採択に係る教育委員会の議案の会議録の概要を、採択終了後、速やかにホームページに掲載し、公表するものとする。

- 以下、2ページに「選定委員会の構成」、3、4ページに「諮問事項」、参考資料として5ページに「選定委員会の業務概要」、6ページに「採択に関する日程」、7ページ以降に「市の条例」と「北海道教育庁学校教育局通知」および「文部科学省初等中等教育局通知」を添付している。

■辻教育長

- 議案第3号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第4号「函館市小学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号「函館市小学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの教科用図書採択に向けて、その選定について調査審議するため、条例に基づき選定委員会を設置することとし、記載のとおり、市立学校の教育職員3名、学識経験者1名、保護者1名の計5名を委員として委嘱するものである。なお、発令年月日は、本日6月27日とし、任期は8月31日までとするものである。

■辻教育長

- 議案第4号について何かあるか。

(意見なし)

■ 辻教育長

- 議案第4号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第5号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第6号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■ 学校教育部長

- 議案第5号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第6号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」順次説明する。まず、議案第5号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により、干山毅氏ほか3名を、令和4年6月27日をもって、解嘱しようとするものである。
- 次に、議案第6号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として、駒野圭史氏ほか3名を、本日より前任者の残任期間である令和5年8月31日まで、委嘱しようとするものである。

■ 辻教育長

- 議案第5号および議案第6号について何かあるか。

(意見なし)

■ 辻教育長

- 議案第5号および議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第7号「函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■ 学校教育部長

- 議案第7号「函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し、議決を求めることについて」説明する。諮問事項は、「令和4年度教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)について(令和3年度対象)」である。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、その権限に属する事務の管理および執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検および評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することが義務づけられている。報告書の作成にあたり、函館市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき、函館市教育振興審議会に諮問するものである。

■辻教育長

- 議案第7号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第8号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第8号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。このたび廃止する教育財産は、児童数の減少および建物の老朽化に伴う学校再編により、平成21年3月31日に閉校した「もと西小学校」であり、今後、教育財産として利用する予定がないことから、廃止するものである。なお、廃止後については、都市建設部に財産を引き継ぐこととしているが、都市建設部では、当該もと小学校が位置する西部地区において、西部地区ならではの暮らしと風景を構築し、市内外の多様な方々の移住による定住人口の回復などを目的とする「西部地区再整備事業」を実施しており、もと西小学校の校舎等については解体し、敷地を本事業の一環として、活用するものと聞いている。

■辻教育長

- 議案第8号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第8号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、報告第1号「民法の一部を改正する法律の施行に伴う函館市成人祭の式典名称の検討について」報告を求める

■生涯学習部次長

- 報告第1号「民法の一部を改正する法律の施行に伴う函館市成人祭の式典名称の検討について」、本年4月に民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなったところであるが、令和2年第10回教育委員会定例会の議決により、法施行後の「函館市成人祭」の対象年齢を、これまでと同様「20歳」とし、式典の名称等は今後検討することとしたところである。新しい名称については、令和4年1月の函館市成人祭の参加者を対象にアンケート調査を実施したところ、最多得票の名称が次点等の得票数と僅差であったことから、新たにすべての市民等を対象とするウェブアンケート調査を実施し、その結果等を参考に、改めて式典の名称について検討するものである。

前回のアンケートの概要と結果については、資料の2枚目「別紙」をご覧ください。
今回のウェブアンケートの内容については、市のホームページにアンケートフォームを作成し、居住地や年齢、ふさわしい名称、その名称を回答した理由を回答してもらうものとした。「ふさわしい名称」の選択肢は、前回のアンケートにおいて上位となった名称およびその他としたが、「はたち」の表記につきましては、漢数字が、常用漢字表に掲載され公的に用いられる表記である一方、アラビア数字の表記も広く一般に定着していることから、いずれも「はたち」と読むこととする。式典名称の決定にあたり、前回と今回のアンケート調査の結果を参考に名称案を作成し、教育委員会定例会にお諮りし、決定する予定である。

■辻教育長

- 報告第1号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 次に、日程第9、報告第2号「今年度のプール学習について」報告を求める

■学校教育部長

- 報告第1号「今年度のプール学習について」、令和4年度につきましては、感染がある程度収束することを前提として、全校でのプール学習の実施について検討してきたところである。実施の可否については、保護者への周知、学校プールの施設・設備の準備および移動用バス・市民プールの予約などの準備に係る期間を考慮し、5月中頃時点で判断しなければ実施が不可能となるため、5月の連休明け時点での新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類令和3年4月9日付けスポーツ庁・文部科学省事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」で示された対策事項を踏まえて小学校長会とも協議し、実施の可否について検討したが、現時点の地域の感染状況において児童の感染リスクを最小化して実施することが難しいものと判断し、今年度のプール学習を中止と判断したところである。なお中止につきましては、6月2日付けで各学校・幼稚園に通知を行っている。

■辻教育長

- 報告第2号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 次に、日程第10、報告第3号「SNS相談事業の実施について」報告を求める

■学校教育部長

- 報告第3号「SNS相談事業の実施について」、本市では、令和元年度から、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを含む様々な悩みを抱える生徒の問題の深刻化を未然に防止するため、市内中学校を対象とした、ソーシャルネットワーキング・サービス（SNS）を活用した相談を試行的に実施してきた。令和3年度は、北海道教育委員会において同様の事業を行うことから、函館市では同事業を行わないこととし、函館市立中学校および義務教育学校、市立函館高等学校に周知した。今年度は、北海道教育委員会において昨年度と同様の事業が行われない場合は、函館市として実施する予定であったが、北海道教育委員会において、同様の事業が実施されるため、今年度の本市のSNS相談事業は、実施しない方向と考えている。北海道教育委員会において実施しているソーシャルネットワーキング・サービス（SNS）を活用した相談事業については、相談窓口名称を「ほっかいどうこどもライン相談」とし、対象生徒が、私立学校、高等学校、特別支援学校に拡充され、令和4年5月16日から令和5年3月27日までの期間、毎週月曜日、午後5時から午後10時まで相談を受付けている他、長期休業中などの一定期間は、毎日相談を受付けている。相談方法については、生徒各自がスマートフォン等から「LINE」上の「ほっかいどうこどもライン相談」公式アカウントに登録した上で、専門の相談員に相談することになる。

■辻教育長

- 報告第3号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 次に、日程第11、報告第4号「デジタルAIドリル（学習支援ドリル）の導入について」報告を求める

■学校教育部長

- 報告第1号「デジタルAIドリル（学習支援ドリル）の導入について」、本ドリルは、令和4年6月に、市立中学校および義務教育学校（後期課程）の全ての生徒を対象として導入した。導入した製品は、株式会社ベネッセコーポレーションの「ドリルパーク」である。「ドリルパーク」は、中学校の国語、社会、数学、理科、英語が収録されており、英語を除いて、小学校の問題にも取り組むことができる。また、様々な問題・回答形式が用意されているほか、回答すると即時に自動採点され、間違えた問題は解き直しが可能である。さらに、生徒が自らの状況を確認できるほか、メダルやポイントの付与など、生徒の学習意欲を向上させる機能も備えている。なお、本ドリルは、家庭での学習にも活用できることから、別紙の「保護者の皆さまへ」を、学校を通じて、保護者へ配付しているところである。

■辻教育長

○ 報告第4号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

○ これで、報告事項を終了する。

■終了宣言

○ 午後2時15分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 庭田 真由